

# 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第55回会議)

国際監査・保証基準審議会メンバー せきぐち ともかず 関口 智和

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board 「アイ・ダブル・エー・エス・ビー」) は国際的な監査及び保証基準を開発している。今回の会議 (第55回<sup>1)</sup>) は、2014年3月17日から21日にかけてニューヨーク (米国) において、メンバー及びオブザーバーが出席の上、開催された。日本からは、筆者がメンバー、日本公認会計士協会の甲斐幸子研究員が筆者のアドバイザーとして出席したほか、金融庁 (企業会計審議会) より、五十嵐則夫委員 (横浜国立大学教授) がオブザーバーとして出席した。本稿において、会議の概要について紹介したい。

## 1 公表物の承認

### (1) ISA720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

IAASBは、財務諸表外の情報が充実する等、取り巻く環境が変化していることを踏まえ、国際監査基準 (ISA) 720の見直しに向けた検討を行っており、2012年11月に同基準の見直しに関する公開草案を公表している。また、米国公開企業会計監視委員会 (PCAOB) から、2013年8月に公開草案「監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる特定の開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」が公表されており<sup>2</sup>、その他の記載内容に関する監査人の責任について見直しが提案されている。

IAASBは、これまで、公開草案に寄せられたコメントやPCAOBによ

る公開草案、並びに欧州における監査制度改革の動向等を勘案しつつ、最終化に向けた検討を行ってきた。

この結果、今回の会議において、「文案は、公開草案から比べて一定の改善が図られてはいるものの、財務諸表監査において主題情報でないその他の記載内容に関する監査人の責任の程度が主題情報である財務諸表に対して要求される監査人の責任の程度と十分に峻別されていない」とする1名 (筆者) を除く全員の賛成によって、再公開草案化が議決された。本再公開草案の概要については、コラム (29頁) をご参照いただきたい。

### (2) 開示情報の監査

IAASBは、近年における財務報告に関する規制や基準が財務諸表の注記情報の監査に与える影響を踏まえ、開示情報の監査について、ISAの改訂や個別の開示情報に関するガイド

ンスの公表を行うべきかについて検討を続けてきた。

今回の会議では、前回会議までに示されたコメントを踏まえ、開示情報の監査に関連して、ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」、ISA320「監査の計画及び実施に関する重要性」、ISA450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」、ISA700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」等に関する修正案について審議された結果、全員一致で公開草案化することが議決された。同時に、開示の監査に関する現行のISAの要求事項や適用指針をまとめた文書をスタッフ文書として公表することについても承認されている。本公開草案の概要については、コラムをご参照いただきたい。

## 2 論点の検討

### (1) 監査報告

IAASBは、監査報告の見直しに向けた取組みを進めており、2013年7月に公開草案（コメント期限：2013年11月）を公表している。今回の会議では、本公開草案に寄せられたコメントレーター（約140通）やフィールドテストの結果を含め、関係者から寄せられたフィードバックを踏まえた審議を行った。審議の結果、暫定的に合意された事項は次のとおりである。

- 公開草案における「監査上の主要な事項」に関する提案について、コメントを踏まえ修正しつつ、監査報告書で開示することを要求する方向で検討を進める。
- 「監査上の主要な事項」として記載すべき項目に関して、公開草案で示した判断の枠組みを修正する。
- 「監査上の主要な事項」として記載すべき性質及び程度に関して、公開草案における提案（該当がある場合に関連する財務諸表注記への参照を行うとともに、監査人が当該事項を監査において最も重要な事項の1つであると考えた理由を必ず記載することとするが、実施した監査手続やその結果を記載するか否かについては監査人の判断によるものとする）を概ね維持する。
- 独立性及び関連する職業倫理に関する要求又は法令の遵守状況について、公開草案における提案を修正し、遵守した職業倫理に関する要求又は法令のそれぞれのソースについて名称を監査報告書に個

別に記載することは要求しないこととする。

- 公開草案における提案のとおり、上場会社の監査報告書において、監査責任者の名前を開示することを要求する。
- 財務諸表監査において、経営者が継続企業の会計ベースに基づき財務諸表を作成していることを監査人が適切と判断したか否かの記載に関して、公開草案における提案を修正し、これを要求しないこととする。
- 監査人が財務諸表監査に基づいて企業が継続企業として存続する能力について重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性を識別したか否かについての記載に関して、公開草案における提案を修正し、重要な不確実性が識別された場合にのみ記載を要求することとする。

IAASBは、今後、公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえつつ検討を進めた上で、2014年9月会議で基準の最終化をすることを予定している。

## 3 その他

### (1) イノベーション、ニーズ、将来の機会に関する作業グループの設置

2012年から2014年までの戦略及び作業計画の策定プロセスにおいて、IAASBは、統合報告、サステナビリティ報告、コーポレート・ガバナンス報告等について、新たな保証業務基準の開発が必要かについて検討すべきとの提案を関係者から受けた。このため、IAASBは、2013年4月会議において、これらのテーマについて研究や検討を行っていく「イノベー

ション、ニーズ、将来の機会に関する作業グループ」を設置して作業を行っている。

今回の会議では、統合報告への保証業務に関する監査報告書の実例の検討を含め、作業グループによるこれまでの作業について報告された。

#### 〈注〉

- 1 電話会議による会議の開催は除く。
- 2 PCAOBからは、公開草案「監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる特定の開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」とともに、公開草案「無限定適正意見の監査報告書」が公表されている。

## コラム ISA720に関する再公開草案、財務諸表の注記情報等の 監査に関する公開草案の公表について

### 1. 概要

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2014年3月会議において、その他の記載内容についての監査人の責任に関する再公開草案ISA720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」、及び財務諸表の注記情報等の監査に関連する監査基準の見直しに関する公開草案「財務諸表監査における開示への対応」の公表を議決している。これらの再公開草案及び公開草案について、以下において概要を紹介する。

### 2. ISA720の改訂に関する再公開草案

IAASBは、2009年以降、現行のISA720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」が対象とする情報の範囲、監査人が実施する作業の内容及び範囲、監査報告書における取扱い等について検討を進めており、2012年11月にISA720の公開草案を公表している。

しかし、公開草案における提案に対して関係者から示された懸念の中には、提案されている基準がISA200において記載されている監査人の総括的な目的を逸脱することになってしまうのではないかとといった根本的な指摘も含まれていた。このため、再審議における過程で、IAASBは、目的、監査人が実施すべき手続、監査報告書における記載を含め、多くの点について比較的大きな追加的な見直しを行っており、このため、再公開草案として、再度、広くコメント募集を行うこととしている。

このうち、監査報告書における記載に関しては、再公開草案では、監査報告書日以前にその他の記載内容（全て又は一部）の最終版を入手した場合、監査報告書に次の事項の記載を要求することが提案されている。

- 監査人が監査報告書日以前に入手したその他の記載内容の識別（名称）
- 監査人は、その他の記載内容を監査しておらず、よって、その他の記載内容に対する保証に関する結論を表明していない旨
- その他の記載内容に関する監査人の責任
- その他の記載内容に未修正の重要な虚偽表示がないと判断した場合、報告すべき事項がない旨
- その他の記載内容に未修正の重要な虚偽表示があると判断した場合、当該重要な虚偽表示に関する記述

IAASBは、2014年4月に再公開草案（コメント期限：2014年7月）を公表した上で、2014年中に本基準の見直しを最終化することを予定している。

### 3. 財務諸表の注記情報等の監査に関する公開草案

IAASBは、近年における財務報告に関する規制や基準が財務諸表の注記情報の監査に与える影響を踏まえ、2010年以降、開示情報の監査について、ISAの改訂や個別の開示情報に関するガイダンスの公表を行うべきかについて検討を続けてきた。IAASBは、これまでの検討の過程において、開示情報の監査のあり方に関する包括的な監査基準を別に開発すべきか否かについても検討を行ったが、開示情報の検討の多くは、監査における別個のプロセスでなく、監査の過程を通じて財務諸表に認識されている情報と同時並行的に監査手続が実施されることから、包括的な基準を別に開発することはせず、公表済みの基準のうち、該当する部分を横断的に修正することとした。

また、これまでの検討過程において、公表済みの基準における要求事項に対して強い懸念が示されなかったため、IAASBは、要求事項について大幅な変更を行わないこととした。しかし、監査人が監査プロセスにおいて開示情報により早期の段階から十分な注意を払うようにするため、開示に関する監査に関連して、次の適用指針を拡充することを提案している。

- 開示に関するアサーションの説明、定性的情報に関する重要な虚偽表示リスクの評価における重要性の考慮

(ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」における修正提案を参照)

- 虚偽表示の定義、及び識別した虚偽表示の集計 (ISA450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」における修正提案を参照)
- 財務諸表において表示された情報が目的適合性、信頼性及び比較可能性を有し、かつ理解可能なものであるかどうかについての評価、及び財務諸表が適正に表示されているかどうかの評価 (ISA700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」における修正提案を参照)

IAASBは、2014年4月に上記を内容とする公開草案(コメント期限:2014年8月)を公表した上で、入手したコメントを踏まえ、監査基準の修正に向けた検討を行っていくことを予定している。IAASBは、同時に、開示情報の監査のあり方について、現行の監査基準における要求事項と適用指針をまとめたスタッフ・ペーパーを公表している。また、「重要性」に関する取組みについては、国際会計基準審議会(IASB)や証券監督者国際機構(IOSCO)とも連携して、財務諸表作成者や監査人による「重要性」の概念に関する適用支援に向けた作業を行っており、当該作業についても継続していくことを予定している。